

神戸芸術工科大学教育後援会会則の改正について（新旧対照表）（案）

新	旧
制 定 平成2年11月11日 最近改正 <u>令和5年 6月 日</u>	制 定 平成 2年11月11日 最近改正 <u>平成27年 4月 4日</u>
(名称及び事務局)	(名称及び事務局)
第1条 本会は、神戸芸術工科大学教育後援会 <u>(以下「本会」という。)</u> と称し、事務局を神戸芸術工科大学内に置く。	第1条 本会は、神戸芸術工科大学教育後援会と称し、事務局を神戸芸術工科大学内に置く。
(目的)	(目的)
第2条 本会は、神戸芸術工科大学 <u>(以下「本学」という。)</u> の教育活動の発展に寄与することを目的とする。	第2条 本会は、神戸芸術工科大学の教育活動の発展に寄与することを目的とする。
(事業)	(事業)
第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。	第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 学生の <u>教育</u> 、福利厚生及び課外活動に対する援助 (2) <u>学生生活に必要な家庭との連携</u> (3) 留学生に対する支援。なお、取扱いについては別に定める。 (4) その他目的達成に必要なこと。	(1) 学生の福利厚生及び課外活動に対する援助 (2) <u>教育上</u> 必要な家庭との <u>連絡</u> (3) 留学生に対する支援。なお、取扱いについては別に定める。 (4) その他目的達成に必要なこと。
(会員)	(会員)
第4条 本会は、次の者をもって構成する。	第4条 本会は、次の者をもって構成する。
(1) 本学学生の父母又はそれに代わる保証人 (2) 本会の趣旨に賛同し、常任委員会の認めたる者	(1) 本学学生の父母又はそれに代わる保証人 (2) 本会の趣旨に賛同し、常任委員会の認めたる者
(役員)	(役員)
第5条 本会に次の役員を置く。	第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計 1名 (4) 常任委員 若干名（内2名は、本学専任教員1名と事務局長とする。） (5) 監事 2名（内1名は、本学事業推進課長とする。） (6) 顧問 1名	(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計 1名 (4) 常任委員 若干名（内2名は、本学専任教員1名と事務局長とする。） (5) 監事 2名（内1名は、本学事業推進課長とする。） (6) 顧問 1名
(役員を選出方法)	(役員を選出方法)
第6条 役員を選出方法は、次のとおりとする。	第6条 役員を選出方法は、次のとおりとする。
(1) 会長、副会長及び会計は、常任委員会において常任委員の中から互選により選出する。 (2) 常任委員及び監事は、本学学生の父母又はそれに代わる保証人の中から総会において選出する。 (3) 本会の顧問は、本学学長とする。	(1) 会長、副会長及び会計は、常任委員会において常任委員の中から互選により選出する。 (2) 常任委員及び監事は、本学学生の父母又はそれに代わる保証人の中から総会において選出する。 (3) 本会の顧問は、本学学長とする。
(役員の仕事)	(役員の仕事)
第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。	第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。
(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。 (3) 会計は、本会の会計事務を掌る。 (4) 常任委員は、常任委員会を組織し、本会の運営にあたる。	(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。 (3) 会計は、本会の会計事務を掌る。 (4) 常任委員は、常任委員会を組織し、本会の運営にあたる。

神戸芸術工科大学教育後援会会則の改正について（新旧対照表）（案）

新	旧
<p>(5) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。</p> <p>(6) 顧問は、会長の諮問に応じる。 (役員の内期)</p> <p>第8条 役員の内期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員が生じたときは、後任者は常任委員会によって決定し、その内期は前任者の残任期間とする。 (常任委員会)</p> <p>第9条 常任委員会は、会長、副会長、会計、常任委員及び監事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p><u>2 常任委員会は、次の事項を審議する。</u></p> <p><u>(1) 役員を選出にすること。</u></p> <p><u>(2) 収支予算・決算の原案にすること。</u></p> <p><u>(3) 事業計画の原案にすること。</u></p> <p><u>(4) 事業の執行にすること。</u></p> <p><u>(5) その他、常任委員会が必要と認めた事項</u></p> <p><u>3 常任委員会は、2分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決する。</u></p> <p>(総会)</p> <p>第10条 総会は、毎年1回会長が招集する。なお、会長が必要と認めたとき、又は常任委員会の決議により臨時総会を開くことができる。</p> <p>2 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。 (経費)</p> <p>第11条 本会の経費は、教育後援会費、寄附金、その他の収入をもって支弁する。</p> <p>第12条 教育後援会費は、学部生40,000円、大学院生20,000円とし、入学手続き時に一括納入するものとする。ただし、入学後に入会を希望する場合はこの限りではない。</p> <p>第13条 納入された教育後援会費、寄附金等は返還しないものとする。ただし、定められた期日までに入学辞退を申し出た場合は、既納の教育後援会費を還付する。</p> <p>第14条 本会の収支予算及び決算は、総会において承認を受けるものとする。</p> <p>第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (事務)</p> <p>第16条 本会の事務は、本学事務局学生生活・国際交流課に委託する。 (会則の変更)</p> <p>第17条 本会則は、総会の決議により変更することができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この会則は、令和5年6月 日から施行する。</u></p>	<p>(5) 監事は、本会の会計及び収支決算を監査する。</p> <p>(6) 顧問は、会長の諮問に応じる。 (役員の内期)</p> <p>第8条 役員の内期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員が生じたときは、後任者は常任委員会によって決定し、その内期は前任者の残任期間とする。 (常任委員会)</p> <p>第9条 常任委員会は、会長、副会長、会計、常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 常任委員会は、2分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決する。</p> <p><u>3 会長が必要と認めたときは、役員以外の者を常任委員会に出席させることができる。ただし、この場合、決議には参加できない。</u></p> <p>(総会)</p> <p>第10条 総会は、毎年1回会長が招集する。なお、会長が必要と認めたとき、又は常任委員会の決議により臨時総会を開くことができる。</p> <p>2 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。 (会計)</p> <p>第11条 本会の会計は、教育後援費、寄附金、その他の収入によって行う。</p> <p>第12条 教育後援費は在学期間中で学部生40,000円、大学院生20,000円とし、入学手続き時に一括納入するものとする。ただし、入学後に入会を希望する場合はこの限りではない。</p> <p>第13条 納入された教育後援費、寄附金等は返還しないものとする。ただし、定められた期日までに入学辞退を申し出た場合は、既納の教育後援費を還付する。</p> <p>第14条 本会の収支予算及び決算は、総会において承認を受けるものとする。</p> <p>第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (事務)</p> <p>第16条 本会の事務は、本学事務局学生生活・国際交流課に委託する。 (会則の変更)</p> <p>第17条 本会則は、総会の決議により変更することができる。</p>